

家計急変世帯の方は裏面をご確認ください。

生活保護受給世帯の方

【提出書類】

- ① 奨学のための給付金受給申請書（一部早期給付）
- ② 支払金口座振替依頼書
※ 記入例に従って、印鑑を2か所押してください
- ③ 通帳の見開き1ページ目のコピー（②で指定した口座のもの。キャッシュカードでも可。）
- ④ 生業扶助受給証明書（「生業扶助受給」等の記載があれば、生活保護受給証明書でも可）

※ 受給開始日が「令和7年4月1日よりも前」
証明書の発行日が「令和7年4月1日よりも後」であることに注意

非課税世帯の方

【提出書類】

- ① 奨学のための給付金受給申請書（一部早期給付）
- ② 支払金口座振替依頼書
※ 記入例に従って、印鑑を2か所押してください
- ③ 通帳の見開き1ページ目のコピー（②で指定した口座のもの。キャッシュカードでも可。）
- ④ 保護者全員分の令和6年度住民税(非)課税証明書
- ⑤ 住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書
※証明書の発行日が「令和7年4月1日よりも後」であることに注意
- ⑥ （対象者のみ※）扶養誓約書

※生徒本人に保護者等がおらず、他の者の収入により生計を維持している場合（生徒が成人している場合はご提出ください。）

生活保護受給世帯・非課税世帯の方は裏面をご確認ください。

家計急変世帯の方

【給付対象】

家計急変による経済的理由により、保護者等全員の都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯。

【提出書類】

① 奨学のための給付金（家計急変）受給申請書

※生活保護世帯・非課税世帯と様式が異なりますので、ご注意ください。

② 裏面『非課税世帯の方』に記載がある②・③・⑤の書類

③ 家計急変の事由を証明する書類

（離職票・雇用保険受給資格者証・解雇通告書・破産宣告通知書・廃業等届出など）

④ 家計急変前の収入を証明する書類

（令和6年度住民税課税証明書・令和6年度特別徴収税額通知書・令和6年度住民税納税通知書など）

⑤ 家計急変後の収入を証明する書類

（会社作成の給与見込・直近の給与明細3ヶ月分・税理士又は公認会計士の作成した証明書類等）

⑥ 扶養誓約書